

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第6号

高知県博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年高知県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書の様式）

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

（登録の審査に関する基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第7条において「教育長」という。）が定める。

（博物館登録原簿の様式）

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式によるものとする。

（博物館登録審査会）

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前2項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（登録の公表等）

第6条 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

（1）法第11条の規定による登録をしたとき。

（2）法第15条第1項の規定による変更の届出があったとき。

（3）法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

- (4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- 2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日
- (2) 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日
- (3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日
- (4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日
- （委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県博物館の登録に関する規則